

中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置

融資条件（貸出条件）の緩和を行っても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画があれば貸出条件緩和債権には該当しないとの取扱いについて、以下のとおり監督指針及び検査マニュアルを改定。

金融機関がより柔軟に条件緩和に応じることができるような環境を整備する。

(1) 監督指針

○ 現状

抜本的な経営再建計画について「概ね3年後の債務者区分が正常先となること」を要件として記載。

○ 今回の改定では、

- ・ 中小企業は経営改善に時間がかかるとの特質を踏まえ、「概ね3年」について企業の規模に応じた延長が認められる旨記載。
- ・ その具体的な取扱いは金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】を参照すべき旨記載。
- ・ その他、経営再建計画のより柔軟な策定を可能とするため、計画期間中において一定の金利の確保を求めるという要件を廃止。

(2) 金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】

- ・ 今回の改定では、中小企業については、上記の「概ね3年後に正常先」を「概ね5年（5年～10年で計画通りに進捗している場合を含む）後に正常先（計画終了後に自助努力により事業の継続性を確保できれば、要注意先であっても差し支えない）」に緩和。